

邪馬台国の興亡と大和王権

小林 良自

まえがき

邪馬台国論の課題は、第一に『魏志倭人伝』にみる邪馬台国と『古事記』、『日本書紀』にみる大和王権との関係を明らかにすること、第二に邪馬台国の道程に係る「水行一か月、陸行一か月」の日数記事と「万二千余里」の里数記事を整合させ、邪馬台国の位置を定めることにあると考えます。本稿は第一の課題に本文、邪馬台国の興亡と大和王権を、第二の課題に終章、邪馬台国の位置論をあて謎の解明を試みます。

注記

本稿の中で初期大和王権は、布留0年代以後の王権で崇神が創業者です。又、大和王権は360年代以後の王権で応神が創業者で「倭の五王」の王権につながります。

邪馬台国は、広義で邪馬台国の連合、狭義で首都の邪馬台国を表します。

目次

まえがき

序章 なぜ、「新類型」なのか

はじめに

1. 伝統的学説を考える

- (1) 県・県主制の存否を考える
- (2) 三世紀の倭の社会を考える

中結び

2. 『魏志倭人伝』にみる邪馬台国

- (1) 邪馬台国の国々
- (2) 邪馬台国の国制
- (3) 中心地、「首都」の邪馬台国

まとめ

本文 邪馬台国の興亡と大和王権

はじめに

1. 邪馬台国の始まり

2. 「新類型」とは

- (1) 邪馬台国の初期大和王権支配
- (2) 支配・被支配関係の必然性
- (3) 新類型成立要件の整理

3. 邪馬台国の終わりと大和王権の発展

まとめ

終章 邪馬台国の位置論

はじめに

1.邪馬台国の出自と道程への反映

2.邪馬台国の位置

まとめ

むすび

序章 なぜ「新類型」なのか

はじめに

平野邦雄は明治期の白鳥庫吉、橋本増吉が、邪馬台国九州説をとった一つの大きな理由が、三世紀に、朝鮮半島における韓族が、小国分立の状態にあったとき、倭のみが、畿内ヤマトによる統合を遂げたはずはなく、畿内の勢力は九州におよばず、九州でも北部の女王国と、南部の狗奴国を中心とする二大政治圏に分かれていたことにあるとする。その上で、平野はこれらの学説は古典的なものであるが、現在でも古代史学界の中核にあると言います。加えて、ヤマト王権が展開した県・県主制に類似した地方組織がない限り、畿内ヤマトの邪馬台国は成り立たないとなりました。

今日、考古学の進展によって、日本列島での活発な地域間交通、地域間結合が土器の動態などを通して実証され、明治とは異なる状況にあると思います。邪馬台国論の現況に関して、考古学界は三世紀に広域な地域間交通、地域間結合があったとし、畿内説が多数を占めます。一方、古代史学界は県・県主制の扱いで見解が割れています。先ず、その存否で別れ、次に、類似した地方組織がない限り、畿内説は成立しないとみるか否かで別れているようです。最近、大和王権の最も古い地方組織を六世紀の磐井の乱以後、展開された国造制と考え、県・県主制を否定的にみる見解が増えてきたように思います。

以上のことからみて、今日、冒頭の説は古代史学の中核にある学説でないように思います。このことを確かめるために、先ず、研究史から県・県主制を捉え直し、その存否を明らかにします。次に、考古学で用いる社会の生活様式を通して、三世紀の倭の社会を考え、倭の地が韓の地に比べて早くまとまったことを確かめます。

1. 伝統的な学説を考える

(1) 県・県主制の存否を考える

記紀は、県と県主 43 例を記載します。記に 2 例、紀に 41 例となり、県は 24 例、県主は 15 例、県/県主は 2 例です。紀では、二つの例外を除き県と県主は対応しません。□□県があっても、□□と同名の県主は存在しません。逆に、○○県主があっても、○○県は存在しません。このことから、県と県主を分離して考える必要があります。ただし、伊都、茅渟の二つは例外であり、伊都県と伊都県主、茅渟県と茅渟県主が存在します。

ところで、言語学者の森博達は、『日本書紀』の成書の過程を明らかにしました。これによれば、中国人の官人によって持統朝に雄略一用明紀、皇極一天智紀が編纂され、崇峻一舒明紀は後に倭人の官人が代筆したとします。次に、倭人の官人によって、文武朝に神代一安康紀、天武紀が、最後に元明朝に持統紀が編纂されたとします。森は、中国人が編纂した巻を α 群、倭人が編纂した巻を β 群と称しました。

さて、紀では県は β 群に 24 例、α 群に 2 例が記されています。一方、郡は α 群に 46 例、β 群に 5 例が記されています。ここからは、県は β 群、郡は α 群の使い分けがあるように思われます。すなわち、県と郡は、β 群と α 群と基本的に対応関係にあります。郡が律令期の地方統治の組織で支配領域に係るものであったように、県も又、土地の支配に係るものと思われまます。研究史は、県を古いものとみて、県制から国造制を経て、評制、最終的に郡制へ変遷する地方組織変遷の問題と考えて来ました。しかし、県や郡の紀への表れ方からは、単に『日本書紀』編纂上の問題に起因すると考えられます。

ここで、『日本書紀』は、なぜ β 群で県の文字を用いたのか考えます。研究史は、県が天皇の巡幸、巡行、言向や倭建命の言向の地に設置されたとする観念から、県の文字が『日本書紀』で用いられたとします。従いたいと思います。β 群は、基本的に国土統一の物語で構成されます。ここで、物語は神武、神功、四道将軍、倭建命の観念的叙述による各伝承です。筑紫平定、海北の三韓征伐、筑紫(日向)からの移動(東征)と畿内平定、東西の夷狄平定からなる一連の国土統一の物語です。

次に、県主は、記紀の中に 17 例認められます。問題は、これらの県主をどのように考えるかです。早くに、村尾次郎は、山城や美濃の県主を例示して、地域の区界が、はっきりしていない人的な連類団体が県だとし、県主は、その県の支配者だとしました。山城の加茂県は賀茂神社を中心に統合した祭祀共同体で、一円の地域を握る純行政的地域ではなく、賀茂神社の祭

祀を司る賀茂神社は、山城以外の地域に分布する連類に対しても一種の支配的位置を保持したであろうとします。又、美濃の加茂県は、南隣の土岐、可児二郡を隔てた三河の加茂県とも呼応していて、もと東美濃、北三河にまたがる広域の加茂県の存在が想定されるとします。県は土地との繋がりが強いが、県主は弱く人的繋がりが強いように思われます。その意味で県主を人的連類団体の長とする村尾の研究は妥当であると思います。

以上、記紀の描く県、県主像からみて、県・県主制は歴史上に存在した地方組織と言えません。大和王権の最も古い地方組織は、六世紀の磐井の乱以後、展開された国造制と考えます。

参考・参考文献

平野邦雄『邪馬台国の現像』2002年

森博達『日本書紀の謎を解く』1999年

小林敏男『古代王権と県・県主制の研究』1994年

新野直吉『研究史 国造』1974年

井上光貞『日本古代国家の研究』1965年

(2) 三世紀の倭の社会を考える

社会の生活様式は、衣食住の物質側面に係る生産技術と道徳、信仰の内的、精神的側面に係る精神文化から成るとされます。概して、古代日本社会の生活様式は、精神文化に比べ、衣食住の物質側面に係る稲作、鉄器、土器等の生産技術が優先されたと考えます。一神教の社会と異なり、古代日本の精神文化は、大衆を真に束ねる力になっていなかったように思います。

この意味で卑弥呼の「鬼道」も又、対馬国から邪馬台国までの沿道八か国内に限られた広がりであり、列島の広域を束ねる力になっていないと考えます。ここで、沿道八か国は、対馬国、一支国、末盧国、伊都国、奴国、不弥国、投馬国、邪馬台国です。一方、畿内は三世紀前半、銅鐸祭祀に代わって神仙思想が急速に広まり、神獸鏡はこの思想に欠かせない宝器として、人々が希求したとされます。初現期の画文帯神獸鏡の出土が大和、及び、大和のごく近い地域に分布し、次いで三角縁神獸鏡の出土が、更にその外側の地域に分布しています。ただ、北部九州に神獸鏡の出土が殆どみられません。神仙思想は、時間をかけ大和から同心円的に普及したものの、北部九州の主要部に達しなかったと考えます。神仙思想も列島の広域を束ねる力になっていなかったと考えます。

同様に古墳時代の精神文化に関して、首長継承祭祀に係る前方後円墳の全国分布は、各地域社会が主体的に受容した結果と考えられ、必ずしも大和纏向が精神文化の中心地であったとは言えないと考えます。円形や方形の墳墓の形や、棺の多様性等、地域社会に相応しいものが採

用されていることから判ります。この時代の倭は、斉一の精神文化で広域を束ねることが難しい社会だったと考えます。西欧では 330 年に、ローマ皇帝が今のイスタンブールの地にキリスト教の新都を開設しました。この地が宗教、政治、経済、軍事の中心地となりました。ローマ帝国時代でも、キリスト教が国教となった時期は四世紀前半と遅いことがわかります。ちなみに、日本の仏教は、伝来後かなり年を経た飛鳥時代に至っても、未だ社会に浸透していません。

日本社会を形作る特性は、稲作共同体と列島の地政学にあったとされます。稲作共同体は、自然的境界で他の共同体と区分されます。稲作は、共同作業が不可欠であり、リーダーたる首長を必要とするため、必然的に首長制社会を発生させます。共同体の共同利益を守るための執行機能、機関が生まれ、やがて剰余生産物の集積、運用により首長に権限が集中し、次いで世襲化され政治的階級関係が成立するとされます。

鬼頭清明は、邪馬台国の連合を構成する諸国の王が、共同体の集落群から期待されていた役割は、以下であるとし、すなわち、①農業生産力の増大②市の交易管理③外交④軍事指揮⑤祭祀⑥法の維持、訴訟調停です。①農業生産力の増大のためには、水利の開発・維持が必要であり、鉄製農具、及び、鉄等その材料の確保が不可欠であるとし、鉄の確保には交易が必要であり、②市の交易管理が係わりを持ち①から④の役割は、広義の外交、交通に集約されるとします。武器・生産用具・威信財などの必需品は全てを自国内で生産できないため、不足分に関して国々は、外交によって補ったとします。外交は日本列島内部に留まらず、諸国の王が卑弥呼の王権に期待することは、一義的には半島、大陸との外交、交通による、これら文物の確保であったとします。

邪馬台国時代、生産用具は、特に農業や土木技術を支える鉄器が重要であったと考えます。又、畿内などの一部の地域では威信財の鏡が希求されたと思われます。地政学的に観ると日本列島は大陸の縁辺にあり、先進文化の流入口が基本的に半島経由に限定されていました。このため、先進文化中心地への求心力が生まれ、結果として稲作、鉄器、土器などの技術が同時性、等質性をもって地域へ伝播したとされます。このような列島の地政学と稲作共同体の特性から、倭の地は韓の地に比べて早くまとまったと考えます。

ところで、『魏志倭人伝』は邪馬台国に係わって、邪馬台国連合の戸数 15 万、遠絶とされる「その余の旁国二十一か国」、周旋 5000 余里などを記します。この戸数 15 万は、韓地 15 万戸・方 4000 里との対比から、邪馬台国が広い国土を持っていたことを示すものと考えられ

ます。同様に他の二つも邪馬台国の広がりに係る記事と思われます。このことから『魏志倭人伝』は、これらの記事を通して、東西に広がりのある倭の三世紀社会の実像を写したと考えられます。

参考・参考文献

鬼頭清明『古代を考える 邪馬台国』1998年所収

石母田正『日本の古代国家』1971年

中結び

先ず、研究史から県・県主制を捉え直しました。結果、大和王権の最も古い地方組織は、六世紀の磐井の乱以後、展開された国造制であり、県・県主制は歴史上に存在した地方組織と言えず、『日本書紀』編纂上の問題に起因すると考えました。次に、考古学で用いる社会の生活様式を通して三世紀の倭の社会を考えました。結果、列島の地政学と稲作共同体の特性から、倭の地は韓の地に比べて首長制社会への傾斜が急激であったため早くまとまり、邪馬台国により列島の広域が束ねられたと考えました。『魏志倭人伝』は東西に広がりのある倭の三世紀社会を明白に記しています。

以上、平野が述べた現在でも古代史学の中核にあるとされる伝統的な学説は、成立しないことが確かめられました。伝統的な学説が否定されたことから、畿内説が浮上します。これに対して、自説は「新類型」を主張します。すなわち、三世紀の広域な地域間交通、地域間結合を認め、県・県主制は歴史上なかったが、これに類似した地方組織がない限り畿内説は成立しないとする立場です。その上で、北部九州の邪馬台国が畿内勢力や初期大和王権を支配していたとする「新類型」に立って試論を展開してきました。次節で『魏志倭人伝』が記す地誌と国制から、新類型と畿内説の是非を検討したいと思います。

2. 『魏志倭人伝』にみる邪馬台国

(1) 邪馬台国の国々

邪馬台国は、『魏志倭人伝』が「今使訳通ずる所三十国なり」と記す国々から成ります。ここで、三十国は実数なのか、虚数なのか問題となります。陳寿には、ある国名について音だけを当て、何らかの操作を加える必要はないとされます。国名は、使者や帯方郡の報告に基づく事実の記述であり、実数とする見解に従うべきと考えます。三十国に関して、対馬国から邪馬台国までの沿道八か国と「旁国二十一か国」の二十九か国は明らかですが、残りの一か国が不

明です。狗奴国は邪馬台国と敵対する国であること、又、狗邪韓国は韓地に属することから難点があります。未知な一か国×がどこか問題です。

先に、『魏志倭人伝』は戸数 15 万、遠絶とされる「旁国二十一か国」、周旋 5000 余里などの記事を通して、東西に広がりのある倭の三世紀社会の実像を写したと考えました。一方、考古学は三世紀の社会に関して、土器の動態などを通して列島の広域に渡る地域間交通、地域間結合があったことを明らかにしました。このことから、邪馬台国の最終的な版図は、沿道八か国に、その後、遠絶とされた「旁国二十一か国」と未知な×国が順次加わり広域に渡っていたと考えます。

(2) 邪馬台国の国制

これまでの邪馬台国論では、国制と「首都」の構造に関して、あまり議論されて来なかった気がします。畿内説の「首都」、纏向遺跡に引きずられて、邪馬台国の「首都」は大がかりな都市型の構造を持つとの前提で、その位置を探してきたように思います。今回、『魏志倭人伝』に立ち帰って国制を読取ることにします。

先ず、外交、国防、治安機能は伊都国にて「大率」が担ったことが知れます。『魏志倭人伝』は、「女王国自り以北には特に一大率を置いて檢察す。諸国これを畏憚す。常に伊都国に治し、国中に於いて刺史の如き有り。王の遣使、京都、帯方郡・諸韓国に詣り、及び郡の倭国に使いするや、皆津に臨みて搜露し、文書・賜遺の物を伝送して女王に詣らしむに差錯するを得ず」と記します。外交は、言うまでもないでしょう。又、治安は、刺史に準えられた通りです。

国防は、対馬国、一支国、奴国、不弥国に置かれた卑奴母離を統轄して、伊都国が玄海灘一帯の制海権を有しました。ちなみに、この制海権は、敷かれた制海ラインからみて、半島、及び、不弥国以東の九州島外の地域と考えます。外交、国防、治安の機能として、時に魏や西晋の軍事力の利用も念頭にあり、又、期待していたと考えます。「大率」の武力は伊都国の戸数 1000 からみて弱小であり、魏や西晋の軍事救援は不可欠であったと思います。現に邪馬台国は三世紀中頃の狗奴国との抗争の際、軍事救援を要請しました。この期待は、大陸に近接していた、北部九州ならではのことと思います。遠い畿内や吉備は、魏や西晋の軍事力を利用出来ないと考えます。

次に、『魏志倭人伝』は、「国国に市有り。有無を交易し、大倭をして之を監せしむ」と記します。「大倭」は邪馬台国が派遣した大官で、重要物資の鉄、銅鏡等を対象に管理交易を行

ったとされます。考古学は、この時期、伊都国の今宿・今山、奴国の博多を交易拠点とした「博多湾貿易」が展開され、広く列島西半部の交易があったことを明らかにしました。このように交易機能は、伊都国、奴国を中心に諸国の「大倭」が担ったことが判ります。

次に、祭祀機能は卑弥呼が担いました。都である邪馬台国の宗教施設を拠点とし、婢 1000 人ほどを率いて鬼道を厳かに行う様が覗われます。最後に、政治の機能ですが、これは各国の談合であり、卑弥呼の男弟が議事進行を担ったと考えます。この例が卑弥呼の共立です。『魏志倭人伝』は、国々の談合で卑弥呼を共立して倭国乱を収束させたことを記します。このように、国益に係る重大事は、主要国の談合で決定したと思われれます。ここで、主要国は、卑弥呼を共立した建国八か国であり、対馬国から邪馬台国までの沿道八か国です。通信手段のない、この時代、広域に渡ると思われる三十国の談合は困難と考えます。談合の場所は、利便性がある伊都国や奴国と思います。

以上、邪馬台国の国制は機能分担型で分権の体制であり、大和の纏向遺跡や吉備の津寺遺跡にみられるような大規模な都市構造の「首都」を特に持つ必要がなかったと考えました。その上で、これらの機能は主に伊都国、奴国、邪馬台国が分担したと考えました。又、国防や政治（共立などの談合）の機能から畿内説、吉備説などは斥けられ、新類型が支持されます。

(3) 中心地、「首都」の邪馬台国

国や社会を束ねる力が何で、その中心地、「首都」はどこか問題となります。先に、三世紀の倭の社会を観た中で、邪馬台国時代の首長制社会では農業や土木技術を支える鉄器と威信財の鏡が重要であったことを確かめました。この時代、邪馬台国時代の中心地、「首都」は、重要物資である鉄や鏡などのサプライチェーンを束ねる力を有する地だったと考えます。サプライチェーンが、有効に機能するために、中心地、「首都」は、大陸、半島に近く地の利のある先進地、北部九州が、東限の畿内に勝り敵地と考えます。このことから、畿内説は斥けられ、新類型が支持されます。

関連して、遷都の問題を考えます。上記のように、畿内など北部九州以外の地は、サプライチェーンの運営、管理面で難点があること、又、『魏志倭人伝』が、なぜ遷都という重大事を記していないのか不自然であることから成立しないと考えます。中心地である「首都」、邪馬台国は、建国八か国時代から、拡大、発展した三十国時代まで、変わらず北部九州にあったと考えます。

ここで、畿内説で中心地、「首都」の候補とされる纏向遺跡を考えます。邪馬台国論の中で、纏向遺跡出土土器の地域別分布が示されることが多くあります。これによれば、色々な地域の搬入土器が出土し、北部九州系の搬入土器がない(少ない?)とされます。通説は、このことから、纏向遺跡と多くの地域の行き交いがあるとして、纏向遺跡が邪馬台国の中心地、「首都」である可能性が高いとします。しかし、邪馬台国の中心地、「首都」であるなら、北部九州系土器が相当量出土するはずです。又、北部九州勢力と纏向を中心とする畿内勢力が没交渉的であり、分立していたとする違った解釈もできます。この出土土器の地域別分布から言えることは、単に北部九州の邪馬台国が纏向に東征や東遷した事実がなかったことを示すだけであると考えます。武力支配や遷都に伴う入植があつたなら、日常生活に関連した北部九州系の土器が多量に出土するはずです。これらのことから東征・東遷説は成立しないと考えます。

まとめ

ここまで、『魏志倭人伝』が記す地誌と国制から新類型と畿内説を比較検討してきました。その結果、邪馬台国の「首都」は北部九州にあり、畿内説は斥けられ新類型が成立することが判りました。さて、畿内の邪馬台国が、三世紀に遠隔地の北部九州を支配し、広域に渡る統治をするためには、県・県主制に類似した地方制度が必要かもしれません。しかし、文化先進地の北部九州の邪馬台国が、後進地の畿内を支配、統治するためには、県・県主制に類似した地方制度を必要としないと考えます。この新類型はこのことをもって斥けられないと考えます。

ここで、自説の新類型は邪馬台国が設置した「大倭」を統治機関とします。「大倭」は、重要物資の鉄や鏡を対象に管理交易を担う組織です。このサプライチェーンの掌握には、大陸、半島に近接した北部九州に地の利がありました。北部九州の邪馬台国は、「大倭」を通じて畿内の国々にも力を及ぼすことができたと考えます。地の利のない畿内は、重要物資のサプライチェーンによって北部九州に力を及ぼすことはできません。

それでは、邪馬台国を後継した「倭の五王」の大和王権は、県・県主制に類似した地方組織なしに、なぜ列島主要部を束ねられたのか考えます。この時代、高句麗、百済、新羅の台頭もあり、大陸、半島産の文物を得るためには、半島での権益を保全する必要がありました。そのために応神が創始した「倭の五王」の王権は半島に軍事進出し、その上で宋との冊封外交により半島の軍事管区を得ました。要するに、この時代は軍事が不可欠であり、何にも増して軍事

王権が求められました。記紀が描く雄略の人物像は、この軍事王権の投影であり力強さに満ちています。

北部九州の勢力に人・金・物の軍事リソースを集める求心力は最早なく、大和王権が冊封外交の府官制を利用して、権益を求め半島進出に意欲的な中・四国地域や東国地域などの地域勢力を束ねました。大和王権は列島主要部の中央という地政学的位置に加えて、この段階では大規模な前方後円墳の築造に観られるように王権自体も経済、財政が豊かでした。更に、大王家が丸邇氏を介して邪馬台国の血筋をひく貴種性を有していたため、求心力が生み出されたことも大きいと思われます。この血筋の問題に関しては、次に本文の中で論証します。

本文『邪馬台国の興亡と大和王権』

はじめに

邪馬台国論の第一の課題は、『魏志倭人伝』にみる邪馬台国と『古事記』、『日本書紀』にみる大和王権の関係を明らかにすることです。新類型は理論上、考え得る支配・被支配の類型であり、自説の新類型は、北部九州の邪馬台国が『魏志倭人伝』に記された統治機関「大倭」を通して畿内勢力や初期大和王権を支配していたと考えるものです(自著¹)。本文は、「大倭」の消長を辿り邪馬台国の興亡を考えます。この中で、大和王権成立の鍵となる卑弥呼と崇神の新たな関係を明らかにします。

先ず、邪馬台国の終わりと大和王権の始まりが、いつなのか問題となります。ここでは、多くの説に従い、邪馬台国の連合は西晋遣使 266 年～西晋滅亡 316 年の期間内のいずれかの時期に分裂、解体し消滅したとします。又、大和王権は布留 0 年代に近接し初期大和王権として創業されたとします。布留 0 年代は、C14 測定の見解が 240～260 年、290～340 年に割れているため、二つに場合分けして考えます。ところで、井上光貞は次のように記紀批判をしました(1)。応神朝の前代は、『古事記』、『日本書紀』の事績と金石文、中国、半島の史書など文献との突合せ、摺合せができないため、史実が確認できないとします。ただし、王系譜に関しては、系図や和風諡号の分析から大王の実在が確かめられるとし、大王位は崇神、垂仁、景行、五百木之入日子命、品陀真若王、応神の順に継がれたとします。

井上の記紀批判に従えば、崇神、垂仁、景行が実在した大王であることから、布留 0 年代が 240～260 年の場合、卑弥呼、台与と大和王権創業期の崇神、垂仁、又は崇神～景行が併存していた蓋然性が高く、新類型の課題は、この支配・被支配関係を実証することです。290～340

年の場合、この前半期に台与と崇神が併存していた蓋然性が高く、この支配・被支配関係を実証することです。これによって、北部九州の邪馬台国と大和王権の関係を解明できると考えます。

1. 邪馬台国の始まり

一世紀後半～三世紀前半に世界の気候は、小氷期の谷間にあり原始農業の稲作、養蚕は、南の温暖気候を必要としたとされます⁽²⁾。倭国乱は、この気候変動が原因となって発生したものと考えます。鉄器の普及が進んでいた北部九州では、可耕地が殆ど開拓されていました。可耕地は狭く収量を高めるため、温かい地を求めて南進したのではないかと思います。結果、北部九州西部勢力、北部九州東部勢力、及び、南部九州勢力との間で可耕地をめぐる争いが生じ、いわゆる倭国乱が起ったと考えます。

ここで、北部九州西部とは、奴国や伊都国がある地域であり、北部九州東部は、遠賀川流域の地域で両地域は三郡山地で限られています。又、南部九州は、狗奴国のある地域です。九州では、三国分立状態にありましたが、二世紀末に北部九州西部、東部両勢力は、卑弥呼を共立し連合しました。以後、九州は南北勢力による二国分立に移行したと考えます。北部九州東部勢力に関しては、門脇禎二が『日本書紀』仲哀紀8年条、岡県主の記事から地域特性を抽出しています⁽³⁾。仲哀は実在しない大王ですが、史料批判を加え抽出されたものです。これによれば、北部九州東部勢力は、下関海峡を九州側から扼して瀬戸内西部の海上を支配すると伴に、後背の遠賀川一帯の稲作農耕集団も支配していた存在であったとします。

2. 新類型とは

(1) 邪馬台国の初期大和王権支配

先進地、北部九州の邪馬台国が、畿内勢力や初期大和王権を支配していたと考えます。統治機関は「大倭」です。「大倭」は、邪馬台国が派遣した大官で、重要物資の鉄、銅鏡等を対象に管理交易を行ったとされます。「大倭」は、国々の一つ大和、纏向の「某国」にも設置されました。纏向遺跡は、運河の遺構や広範囲な地域から搬入された土器の出土、大市の古地名の存在等、「市」の機能の痕跡があるとされます。又、古墳時代開始期に北部九州から鉄生産技術の移転、供与と鉄素材供給体制の整備が為されたとされます。加えて、二世紀後半から三世紀前半に編年される画文帯神獸鏡がホケノ山、黒塚等、古墳時代初現期や前期の大和の古墳から出土しています。

上記の鉄、鏡は、伊都国の今宿、今山、奴国の博多を拠点とする「博多湾貿易」を通じて、もたらされたと考えます。この時期、半島、列島西半部の広域に渡る活発な交易が行われたとされます。ちなみに、大和纏向以外の畿内地域において、「博多湾貿易」に連なる交易拠点は、中河内の中田遺跡、摂津の安満宮山遺跡、南山城の椿井大塚山古墳周辺など想定できます。これらは、いずれも「津」・「市」の機能が確認できる遺跡です。おそらく邪馬台国の「その余の旁国」に該当し、「大倭」が設置された国々と考えます。

ここで、大和、纏向への「大倭」の設置は、纏向遺跡で鉄生産が開始された古墳時代開始期と考えます。初期大和王権の崇神は、古墳時代開始期に近接し在位した大王とされます。このことから、崇神が邪馬台国の連合に加盟し、纏向への「大倭」設置を推進したと考えます。

ところで、記紀は、崇神期に建波邇安王反逆の征討を特記しています。この事件は、北大和、南山城、南河内を舞台にした争乱で、崇神は、四道将軍の一人、大毘古命と丸邇氏の遠祖、日子国夫玖命に命じ反逆者を討ち取らせました。私見は、建波邇安王反逆の征討事件と四道将軍の物語を分離し考えます(自著2)。大毘古命を祖とする氏族は、阿倍氏や膳氏などです。雄略八年に膳臣斑鳩が、難波吉志赤目子らと共に新羅救援のため高句麗と戦闘した記事まで、崇神期の四道将軍の物語の後に200年～250年間の欠史となります。考古学の所見も又、この氏族の欠史を裏付けます。大毘古命を祖とする阿倍氏が本拠としていた三輪山西南部の主要古墳は、五世紀末～六世紀前半の小型の前方後円墳兎塚があるのみとされ、その後、六世紀後半の越塚まで100年間位の空白期があるとされます。大毘古命を祖とする氏族は五世紀後半以後に活躍した氏族であり、四道将軍の物語に関しては、後代の史実反映説を採り、多数説である六世紀末の崇峻紀2年条の東山道、東海道、北陸道への三道使派遣を粗型にしたと考えます。

この争乱は、邪馬台国と結び大和、纏向の開発を進めようとした、開国、開明勢力と交易の既得権益を死守しようとした、木津川～淀川系勢力の路線対立が主因と考えます。邪馬台国は、倭国乱後の卑弥呼の時代に先ず、「大倭」を木津川～淀川系の地に設置し、その後、古墳時代開始期、布留0年代に近接した崇神期に大和纏向に移動させたと考えます。これに伴い、建波邇安王反逆が発生したと考えられます。丸邇氏に関する研究によれば、この氏族は、東大寺山古墳群を奥津城とし、北大和に勢力を張ったとされます。又、大和王権の大王家に多くの后妃を入れた皇親氏族とされ、貴種性が窺われる氏族です。

東大寺山古墳から、後漢の年号を刻む「中平刀」が出土しています。この刀は、卑弥呼が外交によって手に入れたとされます。これらのことからみて、「中平刀」は、卑弥呼、又は、台

与が丸邇氏に下賜したもので、宝器として長く氏族内に伝世され、最終的に東大寺山古墳に副葬された蓋然性が高いと考えます。となれば、下賜された丸邇氏の族長は、崇神期に活躍した日子国夫玖命と考えることが自然であろうかと。卑弥呼、又は、台与は日子国夫玖命に「節刀」として「中平刀」を与え、大和纏向に大官「大倭」として派遣したと考えられます。丸邇氏の貴種性は、その出自が邪馬台国であることによると考えます。

(2) 支配・被支配関係の必然性

邪馬台国と初期大和王権が、支配・被支配関係を構築した双方の動機に関して考えます。先ず、邪馬台国の動機は、慢性的な食糧不足の解消です。世界的冷涼気候期にあつて、可耕地が狭い北部九州は慢性的な食糧不足にあり、このことが倭国乱の背景にありました。この国難の中、邪馬台国が進めた改革は、第一に、倭国乱再発の抑止力としての魏との冊封関係の構築であり、第二に、「博多湾貿易」機構の創始でした。とりわけ、木津川―淀川系地域の国々や大和纏向への「大倭」設置は重要であつたと考えます。この「大倭」による管理交易を通じて、鉄、鏡等の重要物資が稲束、粉等の穀物貨幣に交換され、その結果、慢性的な食糧不足が解消されたと考えます。

一方、崇神の初期大和王権は、農業、土木等の生産技術に不可欠な鉄、及び、首長継承祭祀等の精神文化に係わる神獸鏡を安定的に得るために、邪馬台国の同盟に加つたと考えます。加えて、北部九州、邪馬台国の先進技術を用いた、纏向の大規模開発への期待もあつたと考えます。以上、北部九州の邪馬台国が畿内勢力や初期大和王権を支配していたとする、新類型は必然性があります。第一に新類型は理論上、考え得る支配・被支配の類型の一つであり、邪馬台国、初期大和王権双方にとって不可欠な同盟関係です。第二に倭国乱から続く必然的な歴史の流れです。北部九州の邪馬台国は、可耕地が広く比較的食糧に恵まれた畿内を取り込み、食糧不足を解消する必要がありました。

(3) 新類型成立要件の整理

ここで、自説の新類型の成立要件と論拠、及び、判つたことを整理します。これは、崇神期、建波邇安王の反逆・征討が史実であることを実証した過程でもあります。

■成立の要件と論拠

①邪馬台国は北部九州である。

(論拠)序章の結論による。

②「大倭」は鉄、鏡の管理交易を担つた邪馬台国の派遣官である。

(論拠) 『魏志倭人伝』による(4)。

③邪馬台国は古墳時代開始期に纏向へ「大倭」を設置した。

(論拠) 次の考古学所見による。纏向遺跡(5)、「博多湾貿易」(6)、鉄の生産・流通(7)、穀物貨幣(8)

④「中平刀」は卑弥呼が外交で入手した。

(論拠) 吉田晶の「中平刀」研究史の総括による(9)。

⑤「中平刀」は丸邇氏が伝世した。

(論拠) 宝賀寿男の丸邇氏研究史の総括による(10)。

⑥丸邇氏遠祖の日子国夫玖命は、実在した。

(論拠) 持統期上程の丸邇氏墓記、東大寺山古墳群の消長による。

⑦崇神期は布留0年代に近接する。

(論拠) 寺澤薫の初現期古墳の研究による(5)。

⑧崇神期に建波邇安王の反逆があり、丸邇氏遠祖の日子国夫玖命を派兵し征討する。

(論拠) 『日本書紀』、『古事記』崇神の巻の記述による。

■判ったこと

①卑弥呼又は台与と日子国夫玖命、崇神が同時期(布留0年代)に存在した。

②卑弥呼又は台与は日子国夫玖命を「大倭」に任命し纏向に派遣した。その際に「中平刀」を下賜した。「中平刀」の大和伝来は、「大倭」設置時とする考えが自然である。

③建波邇安王の反逆・征討事件は「大倭」設置に伴い発生した。

3. 邪馬台国の終わりと大和王権の発展

313年に楽浪、帯方の二郡が滅亡し、次いで316年に西晋が滅亡しました。これにより、西晋との冊封関係は自然消滅しました。二郡滅亡後、弁辰は二郡に代わる鉄の輸出先を倭国に求めたとされます(11)。この結果、倭国の鉄の需給は、大幅に緩和されたと考えます。ところで、「博多湾貿易」は、奴国の西新町に拠点を集約し、四世紀中頃に全盛期を向かえ、列島全体に渡る交易が行われたとされます。このことは、従来の邪馬台国による管理交易の体制が機能しなくなり、奴国主体の自由交易に代わったことを意味すると考えます。邪馬台国は、国を束ねる二つの力、冊封外交と管理交易の体制を失い、四世紀初頭に分裂、解体したと考えます。

四世紀前半は、燕との抗争によって高句麗の南進が止まり、四世紀中頃に百済、新羅の建国がありました。その後、高句麗の南進が再開され、360年代、半島情勢は一段と悪化しました(12)。定説は、360年代を記した「百済記」、金石文「七支刀」と『古事記』応神記から、百済と結んだ大和王権の半島への軍事進出が導けるとします。372年、百済からの「七支刀」の授受は、修好の証であるとされます。

考古学は、四世紀後半に大和王権が、弁辰との直接外交、直接交易による「金海貿易」を興したことを明らかにしました(6)。大和王権は、宗像などの北部九州東部勢力と同盟して、従来の伊都国、末盧国経由の『魏志倭人伝』航路とは異なる、沖ノ島経由の新航路を開発して、弁辰との直接外交、直接交易を行ったと考えます。ここでは、西部勢力が制海権を持つ奴国-伊都国-末盧国-一支国ルートを選んだと考えました。ただ、玄海灘は潮流が急なため、沖ノ島ルートは困難とする見解もあり、宗像-一支国経由対馬から金海に至るルートもあると考えます。

ところで、半島への軍事進出には多くの人員、物資の輸送が不可欠であり、多くの船舶が必要とされます。先にみたように、北部九州、東西海人勢力の分裂状態では、半島進出の大事は成せないだろうと考えます。そこで、大和王権は『魏志倭人伝』航路を運営する西部の海人勢力と「金海貿易」航路を運営する宗像などの東部の海人勢力を統合、結集し、玄海灘一帯の制海権を掌握したと考えます。「広開土王碑文」が記す、大和王権による高句麗との果敢な戦闘は、この海人勢力の統合なしには成し得ないものと思います。

この海人勢力統合という史実が、仲哀紀に記された大和王権への岡県主、伊都県主の恭順に反映されたと考えます。ただし、記紀批判に従えば、仲哀は実在しない大王であり、事実上は応神が、これら一連の半島政策を実行したと考えます。これらの半島政策によって、弁辰との交易が安定し、大和王権のサプライチェーンは束ねられました。以後、大和王権は、増大する東国等の鉄の需要に応えることを通じて、列島全体に力を及ぼすことになったと考えます。

なお、この節でみた玄海灘一帯の制海権の推移からみても、邪馬台国=大和王権とする畿内説は成立しないと考えます。理由は、第一に強力な「大率」による約120年間に渡る長い支配が解かれて、奴国主体の自由交易に移行している点、第二に邪馬台国=大和王権が、新たな航路を開発しなければならなかった点です。これらのプロセスは非現実的であり、畿内説は成立しないと考えます。以上、邪馬台国の興亡と大和王権のあらましです。

まとめ

邪馬台国論の第一の課題は、『魏志倭人伝』にみる邪馬台国と『古事記』、『日本書紀』にみる大和王権の関係を明らかにすることです。さて、自説の新類型は、北部九州の邪馬台国が『魏志倭人伝』に記された統治機関「大倭」を通して畿内勢力や初期大和王権を支配していたとするものでした。本文は、統治機関「大倭」の消長を実証的に辿り邪馬台国の興亡を考え、この中で大和王権成立の鍵となる卑弥呼と崇神の新たな関係を明らかにしました。

金石文「中平刀」を媒介して『魏志倭人伝』と『古事記』、『日本書紀』が接点を持つことを見出し、卑弥呼が丸邇氏遠祖の日子国夫玖命に「節刀」として「中平刀」を与え、大和纏向に大官「大倭」として派遣したと考えました。更に、卑弥呼と日子国夫玖命から崇神期、建波邇安王の反逆征討へと展開しました。なお、C14測定に基づく布留0年代が290～340年のケースでは、台与が初期大和王権へ働きかける政策に関与したと考えます。このように、自説の新類型は、『魏志倭人伝』や『古事記』、『日本書紀』の文献、及び、金石文「中平刀」の史料に基づき論証でき記紀批判を踏まえて成立します。

ところで、丸邇氏は大和王権の大王家に多くの后妃を入れた皇親氏族とされ、貴種性が窺われる氏族です。この貴種性の根源は、その出自が邪馬台国であることによると考えます。先に触れたように、卑弥呼が丸邇氏遠祖を大和纏向に大官「大倭」として派遣しました。応神が創始した「倭の五王」の大王家は、丸邇氏を介して邪馬台国の血筋をひいていました。この貴種性が王権への求心力となり、列島主要部の地域勢力を束ねる原動力の一つになったと考えます。

次に、自説の新類型は、神武伝承が記紀に記された理由を説明できませんが、今までの諸説は上手く説明できていないと思います。自説の新類型は、崇神の王権創業が、神武の王権創業に転化されていると考えます。神武の王権創業の記事は、畿内平定と東征から構成されます。崇神期の畿内平定は、建波邇安王の反逆征討です。又、東征は西方の北部九州、邪馬台国からの働きかけであり、崇神期、大和纏向への「大倭」設置です。神武伝承は、卑弥呼、又は台与の邪馬台国から崇神の初期大和王権への「大倭」設置等の働きかけを祖型としていると考えます。

最後に、北部九州の邪馬台国が畿内勢力や初期大和王権を支配していたとする、新類型は必然性があります。第一に、新類型は理論上、考え得る支配・被支配の類型の一つであり、邪馬台国、初期大和王権双方にとって不可欠な同盟関係です。第二に、倭国乱から続く必然的な歴

史の流れです。世界的冷涼気候期にあつて、可耕地が狭い北部九州は慢性的な食糧不足にあり、このことが倭国乱の背景にありました。この国難を克服するために北部九州勢力は、可耕地が広く比較的食糧に恵まれた畿内を取り込み、食糧不足を解消する必要がありました。本文の意義は、理論上、考え得る支配・被支配の新類型を導出し、邪馬台国の謎解明の一つの試論を提示できたことにあると思います。

参考・参考文献

- (1) 井上光貞『日本国家の起源』1960年
- (2) 山本武夫『史話 日本の古代二 謎につつまれた邪馬台国』2003年所収
- (3) 門脇禎二『邪馬台国と地域王国』2008年
- (4) 渡邊義浩『魏志倭人伝の謎を解く』2012年
- (5) 寺澤薫『日本の歴史 02 王権誕生』2000年
- (6) 久住猛雄『博多湾貿易の成立と解体・再論』2014年
- (7) 村上恭通『古代国家と鉄器生産』2007年
- (8) 北條芳隆『考古学講義』2019年
- (9) 吉田晶『卑弥呼の時代』1995年
- (10) 宝賀寿男『古代氏族の研究①丸邇氏』2012年
- (11) 李成市『日本の時代史 2 倭国と東アジア』2002年所収
- (12) 鬼頭清明『古代を考える 邪馬台国』1998年所収
- (自著 1) 小林良自『歴史研究第 673 号』所収
「世界遺産沖ノ島 国宝中平刀が語る邪馬台国の興亡」2019年
- (自著 2) 小林良自『歴史研究第 691 号』所収
「さきたま稻荷山鉄剣銘の謎を解く」2021年

注記

本文では北部九州、近畿の土器編年は、柳田康雄『邪馬台国新聞』2019年所収「方形板硯石と弥生時代の年代」中の編年表によった。

終章 邪馬台国の位置論

はじめに

『魏志倭人伝』は、陳寿が太康年間(280~289年)に編纂したとされます。この中で伊都国、奴国、不弥国までは里数で記され道程が鮮明ですが、投馬国まで「水行二十日」、邪馬台国まで「水行十日、陸行一か月」と記され、急に道程が異質なものになり、かつ大まかで不自然です。後代の中国の史官は、邪馬台国、卑弥呼の名称を継続し使用しました。しかし、多くの史官は、異質な記事であり信頼性が低いとみて、この日数記事を使用していません。『後漢書』、『晋書』、『隋書』です(『晋書』は卑弥呼のみ使用)。ただし、『梁書』、『北史』

は、日数記事を使用しました。このことは、少なくとも中国後代の史官の間で意見や判断が別れる、難しい問題であったことを示しています。

明治に内藤湖南は、自明であるとして、日数記事を里数記事と同質のものと見做し、里数記事、日数記事一体で扱いました。一方、白鳥庫吉は、日数記事を邪馬台国の所在地比定に使用しませんでした。白鳥は、日数記事が、なぜ『魏志倭人伝』に記されたのか解釈すべき対象としました。ただし、白鳥は、日数記事の解釈を後世の課題としています。

1.邪馬台国の出自と道程への反映

白鳥の課題は、邪馬台国に至る道里「万二千余里」の里数記事に道程の「水行一か月、陸行一か月」の日数記事が、なぜ『魏志倭人伝』に併記されたのか解釈することでした。先ず、『魏略』、『魏志倭人伝』共に、邪馬台国の位置を「万二千余里」によって示しています。西域にあったもう一方の親魏王、「親魏大月氏王」が治めるクシャン(大月氏)国に準えて、魏の都、洛陽からの道里を同等の距離にあるべきとした結果です。

後漢末、三国、西晋代の一里は430m強とされ、「万二千余里」は長大であり常套句の観念的な数値と考えられます。一方で、魏使が邪馬台国を訪れたとする限り、「万二千余里」は実測里であるとされました。里数記事は全体として観念的な数値ですが、局所的に末盧国から邪馬台国までの二千余里は、魏遣使の得た実測値に連動した「五倍長」の道里で記述したと考えられます。邪馬台国は、伊都国から「千五百里余」(「五倍長」)、130kmの距離にありました。すなわち、邪馬台国は、北部九州の伊都国周辺にありました。以上、里数記事は邪馬台国が北部九州にあったことを明確に示しています。

その一方で、陳寿は日数記事の道程を里数記事の道里に併記しました。日数記事解釈の要点は、①何のために日数記事が記され、②情報源はどこか、加えて、③この情報源に係わりを持つ史実を明らかにすることです。これに対する回答は、要点①に対して、陳寿は邪馬台国の出自を南方、越の国とみなし、『魏志倭人伝』に「其の道里を計るに当に会稽の東冶の東に在るべし」と記しました。その上で、陳寿は、会稽東冶の東にあるべきとする邪馬台国の位置を南、「水行一か月、陸行一か月」によって示しました。西晋の史官、陳寿は、敢えて魏や西晋の友好国である邪馬台国の出自を南方、越の国とするため、その位置を敵国、呉の背後にあたる、遙か南方の会稽東冶の東に移動させたとする説に従いたいと思います。

ちなみに、邪馬台国の出自に関して、『魏略』は、「その過去の話を知ると、自ら太白の後と言う」又、「昔、夏後の小康の子会稽に封ぜられ、断髪・文身し以て蛟龍の害を避く」と記します。「太白」は、周の王位を弟に譲り、南方にあって呉の始祖となった人物とされ、又、「夏後の小康の子」は、南方の地にある越の始祖となった人物とされます。従って『魏略』は、邪馬台国の出自として呉と越を併記したことになります。これに対して、『魏志倭人伝』は、越の始祖の記事のみ採録しました。西晋の史官、陳寿は邪馬台国が魏や西晋の友好国であることから、敵対した呉でなく越の子孫の国としたのです。

次に、要点②に対して、陳寿が用いた「水行一か月、陸行一か月」の日数記事に関しては、何らかの情報源があったと考えるべきで、単に区切りの良い数値を使ったとも思えません。先にみたように、自説の新類型は北部九州の邪馬台国が統治機関「大倭」設置を通じて、畿内勢力や初期大和王権を支配していたと考えました。この日数記事の情報は、邪馬台国の東の国境にあたる大和、纏向の「大倭」に関する伝聞情報です。帯方郡より「水行一か月、陸行一か月」の道程にあり、七万余の多大な戸数です。ちなみに、考古学の所見は三世紀中葉から後半にかけて、大和、纏向が大きく成長したことを示すとします。この考古学の所見と七万余の多大な戸数は整合すると考えます。

この伝聞情報は、魏朝期、もしくは西晋の太康年間期に倭国の遣使がもたらしたものです。ここで、太康年間期の遣使に関しては、『晋書』が東夷諸国の朝貢を太康年間期に記すことからみて、この中に倭国の朝貢があったと考えます。陳寿は会稽東冶の東にあるべきとした邪馬台国の道程に、これらの大和、纏向の「大倭」に関する日数と戸数の伝聞情報を転用したと考えます。最後に要点③に対して、この情報源に係わりを持つ史実に関しては、本文で述べた『邪馬台国の興亡と大和王権』が、これにあたります。

ところで、序章の『魏志倭人伝』の地誌と国制からみる邪馬台国の節で、邪馬台国連合の三十国を構成する未知な一か国Xがどこか問題としました。ここで、未知なX国は大和、纏向の某国にあたります。おそらく、「旁国」は元々、二十二あったもので、大和纏向の某国は会稽東冶の東にあるべきとする邪馬台国として、ここから切り出されたものと考えます。以上、新類型に基づき白鳥庫吉が後世の課題とした位置論の難題を新たに解明しました。

2.邪馬台国の位置

次に、邪馬台国は北部九州のどこにあったか考えます。北部九州西部、東部両勢力は、二世紀末の倭国乱に際して、①都は、可耕地を避け西部、東部両勢力の中間点である三郡山地周辺に置き、②女王は、伊都国女王の血筋を引く卑弥呼を立てることに合意し終戦に至りました。道程の考えは、①魏の使者は、往時の日本列島の形の認識がどうであれ、起点の出発地における東西南北の方角は正確に認識していたこと、②水行、陸行の交通手段は、間違いようもなく正確に伝達したことです。これら倭国乱の終戦の要件と道程の要件に基づき不弥国～邪馬台国の道程を辿ります。

弥生時代の遠賀川流域は、広大な瀧が直方周辺まで形成されていたとされます。不弥国は、奴国東方の遠賀瀧のほとりにあり、『日本書紀』が記す岡県の岡浦港にあたります。投馬国は、不弥国から遠賀瀧(川)を南に水行した地であり、直方、飯塚、田川にかけての遠賀川中流域に位置します。北部九州東部勢力は不弥国、投馬国を中心に、一体となってこの地域を支配していたと考えます。

遠賀川を南に水行し、立岩遺跡のある飯塚から陸行して、三郡山地の八木山峠の麓の筑前山手に至ります。ここが卑弥呼の都で、邪馬台国の地にあたります。奴国から多々良川沿いに約10km、又、投馬国の要地、立岩遺跡から約10kmの中間点に位置する地です。卑弥呼は、観星、望気により禍福、吉凶を占い、安泰と豊饒祈願を為す祭祀にたずさわっていました。都は楼観を主たる施設とした高台の祭祀拠点に過ぎません。卑千人程度が居住する「山の手」にある小地域の呼称が邪馬台国です。邪馬台国の第一候補地は、この筑前山手と考え、同じ要件を満たす太宰府を第二候補地と考えます。

まとめ

新類型に基づいて、白鳥が後世の課題とした位置論の問題を新たに解明しました。ここで、白鳥の課題は、邪馬台国の道程にかかわる「水行一か月、陸行一か月」の日数記事が、なぜ『魏志倭人伝』に記されたか解釈することでした。自説の新類型から、日数記事は大和、纏向の「大倭」に至る倭国の遣使から得た伝聞の道程であり、陳寿が故意に邪馬台国の道程に転用したと考えました。陳寿は、意図的に『魏志倭人伝』の世界で邪馬台国の在り様である「出自」（南方、越の国）に係る道程「水行一か月、陸行一か月」の日数記事と北部九州の邪馬台国への「物理的」道里「万二千余里」の里数記事を両立したと考えました。このことが、今日の「邪馬台国の謎」の大きな原因と思います。

むすび

本稿は、昨年3月に開催された全国邪馬台国連絡協議会の討論型発表会で使用した原稿と本年5月刊行の『邪馬台国新聞』への投稿文をもとにした論文です。発表会のテーマは、古代史ファンの誰もが関心を持つ「ヤマト王権は、どのように成立したか」です。楽しく有意義な一日になり良かったと思います。新聞の題名は『伊都国と伊都県主』です。伊都国と伊都県主に関して、県・県主制の研究史から伊都県主を捉え直そうと思い、あらためて調べました。その結果、どうも県・県主制は歴史上存在しなかったとの思いに至りました。

となると、邪馬台国は北部九州にあり大和王権の支配は未だ北部九州に及んでいなかったとし、後代に大和王権が展開した県・県主制に類似した地方組織がない限り畿内説は成立しないとする、現在でも古代史学界の中枢にあるとされる伝統的学説の成立が怪しくなります。この問題に関して、今回、新聞投稿文の内容に増補して本稿の序章としました。この学説を序章のように見直す中で、自説の「新類型」の優位性が、より一層高まりました。私にとって「新類型」は、大事にしたい邪馬台国論の試論であり、今後も研究を深めて行きたいと思います。